

小規模事業者設備投資等補助金

第3波の新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、小規模事業者が感染症予防、事業収益減少に対応していくため、新たな事業展開として間仕切り等感染対策、商品開発や販路開拓に対する設備投資等に必要な経費の9/10を補助します。補助額上限50万円。
さらに新たな事業展開に必要な消耗品や事業PRに必要な経費の1/2を別枠補助します。補助額上限それぞれ10万円。

1. 応募要件

- ①新型コロナウイルス感染症への対応等を目的に、市内の事業所で設備投資等を行う者。
- ②市内に事業所を有し、当該事業所において1年以上継続して事業を行っている者。
- ③常時使用する（短期、季節、短時間雇用を除く。）従業員数（会社等の役員、個人事業主及びその家族従業員を除く。）が20人（商業・サービス業（宿泊業を除く。）にあっては5人）以下である者。
- ④当該設備投資等事業について、犬山商工会議所の指導、助言を受けている者。
- ⑤医師、歯科医師、助産師、組合、一般社団法人、医療法人、宗教法人、※NPO法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人、任意団体等でない者。
- ⑥市税（市県民税、固定資産税、軽自動車税及び国保税）が未納でない者。
※法人税上の収益事業を行っている認定特定非営利活動法人でないNPOは、応募要件に該当します。

2. 補助の内容

①設備投資

例：現金のやり取りを減らすため、キャッシュレス決済端末を導入

- ：商品提供待ちによる密閉・密集・密接を防ぐため、お客様のお呼び出しシステムを導入
 - ：飲食店が、「美味しかったので、インターネットでも販売して欲しい」という顧客の声に対応するために、真空パック包装機の購入やECサイトを構築
- ・補助限度額 1事業につき50万円
 - ・補助率 9/10以内
 - ・対象とならない設備
 - ㊦令和3年1月31日以前に設備投資に着手したもの
 - ㊧老朽化した設備等の更新
 - ㊨車両、中古の設備
 - ①取得価格が3万円に満たない設備
 - ④設備投資等に直接要する費用（補助対象経費）が15万円に満たない取組

②消耗品（別枠）

例：旅館業が宿泊者のみに提供していた料理をテイクアウト化するための弁当パック購入費

- ・補助限度額 1事業につき10万円
- ・補助率 1/2以内

③広告宣伝（別枠）

例：旅館業が宿泊者のみに提供していた料理をテイクアウト化。そのPRチラシの作成費

- ・補助限度額 1事業につき10万円
- ・補助率 1/2以内

※②③のみの事業は補助対象としない。

※ 感染リスクの低下に結び付かない取組や単なる周知・広報のためのHP作成等は対象外となります。

3. 申請方法

①申請受付期間 令和3年2月1日（月）～9月30日（木）

②申請書類

- (1) 犬山市小規模事業者設備投資等補助金 交付申請書（様式第1）
- (2) 経営計画書（様式第2）
- (3) 補助対象事業計画書（様式第3）
- (4) 支援計画書（様式第4）
（犬山商工会議所が発行したもの）
- (5) 市税の未納がないことの証明書
- (6) 誓約書（様式第5）
- (7) 設備投資等の内容が分かるもの
（カタログ、見積書、図面など）
- (8) 法人登記事項証明書（全部事項証明書）
- (9) 直近の確定申告書（写し）

※ 申請には事前に犬山商工会議所経由の取組の内容及び設備投資内容の照会が必要です。

4. 審査

申請のあったすべての事業について、審査を行い採否を決定します。